平成２４年（フ）第１３９７号
名古屋市中区千代田２丁目19番20号　トーカンマンション鶴舞506号
破産者　芳永　一介
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１５号
愛知県春日井市稲口町１丁目10番地１　ラヴィアーレＥ103号
破産者　天野こと　劉　　正信
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
神戸市灘区楠丘町６丁目６番15号　楠丘マンションＣ棟402号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目９番７―408号
破産者　橋本　健次
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３７号
神戸市須磨区妙法寺字高取山１番地の６、住民票上の住所神戸市北区北五葉３丁目８番21―302号
破産者　今井　智明
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３８号
神戸市長田区池田経町２番地の30
破産者　塩見　介助
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９１号
神戸市中央区生田町２丁目２番５号　プレメゾン生田４―Ｃ
破産者　舘川千賀子
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１６号
広島市東区矢賀新町１丁目３番22―６号
破産者　吉田　孝一
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７号
広島市安佐北区亀山西２丁目15番５号
破産者　山根　繁樹
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１９号
大分市寿町５番14―705号　レジエ長田
破産者　小山田健司
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１９号
大分市大字羽屋389番地の１　ＷＩＮＤＯＭ鈴木102
破産者　亀井　春義
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂120番地13、旧住所青森県上北郡おいらせ町南下田25番地22
破産者　井上　克己
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区榴岡３―11―５　コーポラス島田Ａ棟204号、住民票上の住所岩手県北上市和賀町岩崎20地割72番地
破産者　八重樫直一
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９１号
宮城県大崎市田尻大嶺字北山104番地
破産者　佐藤清一郎
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
山形市肴町６番48号　シティハイツフジタ202号
破産者　ガーデンエムこと　齋藤　明美
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
山形県最上郡舟形町長沢3390番地
破産者　髙山　　亨
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２２２号
千葉県匝瑳市椿1656番地14
破産者　小川　　健
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６５３号
横浜市南区大岡１丁目29番15号　トップヒル弘明寺102
破産者　藤井　勝美
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８９号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目19番28―105号　ズーデン第一
破産者　木下茂登男
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９０号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目19番28―105号　ズーデン第一
破産者　木下　幸子
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部